

主催：株式会社KACHIEL

～ 生前贈与徹底解説シリーズ：第1回（全3回）～

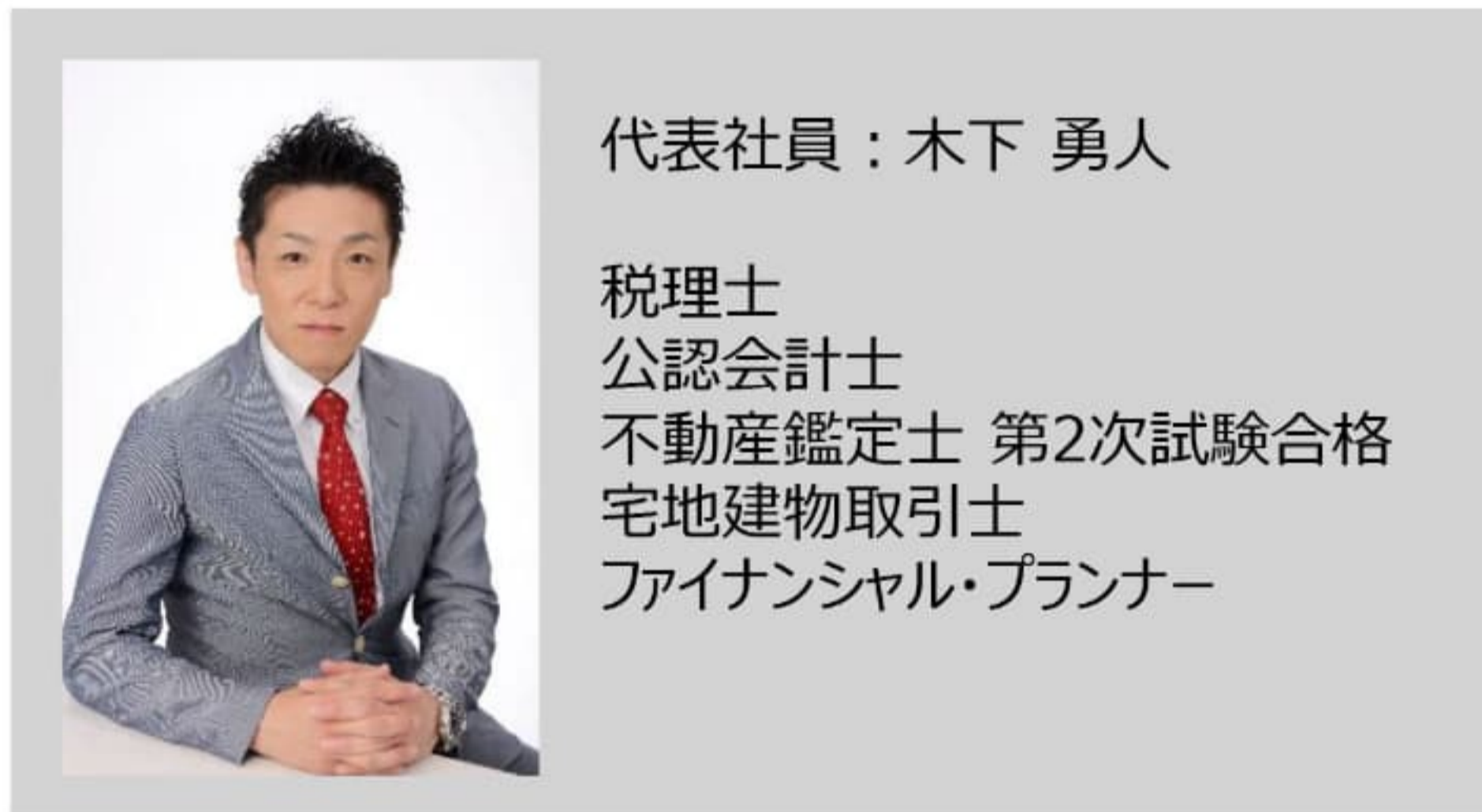
暦年贈与と相続時精算課税の 選択基準と疑問の解消

令和6年6月10日（月）



税理士法人レディング 代表
税理士・公認会計士 木下勇人

2009年、名古屋で相続専門税理士法人を設立し、富裕層に対する不動産・財産コンサルティング、オーナー社長への事業承継コンサルティングを中心に業務を展開。2017年9月に東京事務所開設。現在、東京税理士会麹町支部所属。代表社員木下勇人の主な著書に、「税理士が身につけるべきコーディネート力（清文社）」「相続・事業承継に役立つ生命保険活用術（清文社）」「ホントは怖い相続の話（ぱる出版）」がある。2021年6月東京事務所を四ツ谷（麹町支部へ転籍）へ移転し、同日に木村英幸税理士を代表社員として迎え入れ、つくば支店を開設。相続・事業承継・M&Aに対応する事務所となるべく、全国の税理士先生との連携を進めてまいります。



■ 税理士法人レディング 基本データ

■ 東京事務所（他に名古屋事務所、つくば事務所あり）
〒102-0085 東京都千代田区六番町1-13-1 ハイツ六番町501
TEL：03-6265-4903 FAX：03-6265-4904
URL：https://www.leding.or.jp Email：info@leding.or.jp



公式LINEのご案内

「税理士に教える税理士の相続ここだけの話」

税理士法人レディングでは公式LINE「税理士に教える税理士の相続ここだけの話」にて、相続・事業承継に関する情報やセミナー等のご案内をさせていただきます。

～こんな情報をお届けします！～

- ・相続・事業承継に関する実務家向け情報
- ・税理士法人レディング主催のセミナー情報
- ・その他のお役立ち情報

実務に
役立つ情報
をお届けします！



こちらからご登録をお願いいたします⇒

贈与税総論

(The content of this table is intentionally blurred for privacy and confidentiality.)

[The content of this section is intentionally blurred for privacy and confidentiality.]

税法上特有の贈与（みなし贈与）

1	贈与税の課税対象となる贈与	贈与税
2	贈与税の課税対象とならない贈与	贈与税
3	贈与税の課税対象となる贈与	贈与税
4	贈与税の課税対象となる贈与	贈与税
5	贈与税の課税対象となる贈与	贈与税
6	贈与税の課税対象となる贈与	贈与税
7	贈与税の課税対象となる贈与	贈与税
8	贈与税の課税対象となる贈与	贈与税

[Blurred text block]

[Blurred]	[Blurred]	[Blurred]	[Blurred]	[Blurred]	[Blurred]	[Blurred]	[Blurred]
[Blurred]	[Blurred]	[Blurred]	[Blurred]	[Blurred]	[Blurred]	[Blurred]	[Blurred]
[Blurred]	[Blurred]	[Blurred]	[Blurred]	[Blurred]	[Blurred]	[Blurred]	[Blurred]
[Blurred]	[Blurred]	[Blurred]	[Blurred]	[Blurred]	[Blurred]	[Blurred]	[Blurred]
[Blurred]	[Blurred]	[Blurred]	[Blurred]	[Blurred]	[Blurred]	[Blurred]	[Blurred]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[The main body of the slide contains several paragraphs of text that have been blurred for privacy or confidentiality. The text is illegible due to the blurring effect.]

通達確認（相基通1の3・1の4共-9、1の3・1の4共-10）

[Blurred content area]

[The main content of the slide is heavily blurred and illegible. It appears to be a list of items or a detailed explanation related to the title '通達確認（相基通1の3・1の4共-11）'. There are some faint red highlights on the left side of the text area.]

生前贈与概要 (主に民法)

(The following text is intentionally blurred for privacy and confidentiality.)

[The content of this section is intentionally blurred to protect intellectual property.]

場面	無効の発生	影響
債権の消滅	債権者が債権を行使する権利を失う	債権の消滅
債権の発生	債権者が債権を行使する権利を失う	債権の発生
債権の譲渡	債権者が債権を行使する権利を失う	債権の譲渡
債権の担保	債権者が債権を行使する権利を失う	債権の担保
債権の放棄	債権者が債権を行使する権利を失う	債権の放棄
債権の承認	債権者が債権を行使する権利を失う	債権の承認
債権の譲渡	債権者が債権を行使する権利を失う	債権の譲渡
債権の担保	債権者が債権を行使する権利を失う	債権の担保
債権の放棄	債権者が債権を行使する権利を失う	債権の放棄
債権の承認	債権者が債権を行使する権利を失う	債権の承認



[The main body of the page contains several paragraphs of text that are heavily blurred and illegible. It appears to be a detailed explanation or legal notice regarding the concept of 'determination date' (確定日付).]



暦年課税制度に関する論点整理

(The following content is intentionally blurred in the original image)

条文確認：贈与税の基礎控除（相法21の5、措法70の2の4）

[The main body of the page contains several paragraphs of text that have been heavily blurred for redaction. The text is illegible due to the blurring effect.]

条文確認：贈与税の基礎控除（過去の経緯）

[The main content of the slide is heavily blurred and illegible. It appears to be a list of points or a detailed explanation of the gift tax basic exemption.]

条文確認：贈与税の基礎控除（過去の経緯）

[Blurred content]

条文確認：贈与税の税率（特例税率：措法70の2の5）

[The main body of the document contains several paragraphs of text that have been intentionally blurred for privacy or confidentiality. The text is illegible due to the blurring effect.]

条文確認：贈与税の税率（措通70の2の5-1）

第70条の2
第5項第1号の税率は、次のとおりとする。

第70条の2
第5項第1号の税率は、次のとおりとする。

第1号 100万円超の金額に超えない部分 10%

第2号 100万円超の金額に超える部分 20%

第3号 100万円超の金額に超えない部分 10%

第4号 100万円超の金額に超える部分 20%

第5号 100万円超の金額に超えない部分 10%

第6号 100万円超の金額に超える部分 20%

条文確認：贈与税の税率（措通70の2の5-2）



贈与税の税率（一般税率：国税庁HPより）

(The content of this table is intentionally blurred for privacy and security reasons.)

贈与税の税率（特例税率：国税庁HPより）

(The content of this table is intentionally blurred for privacy and security reasons.)

贈与税の税率（H25改正資料：国税庁HPより）

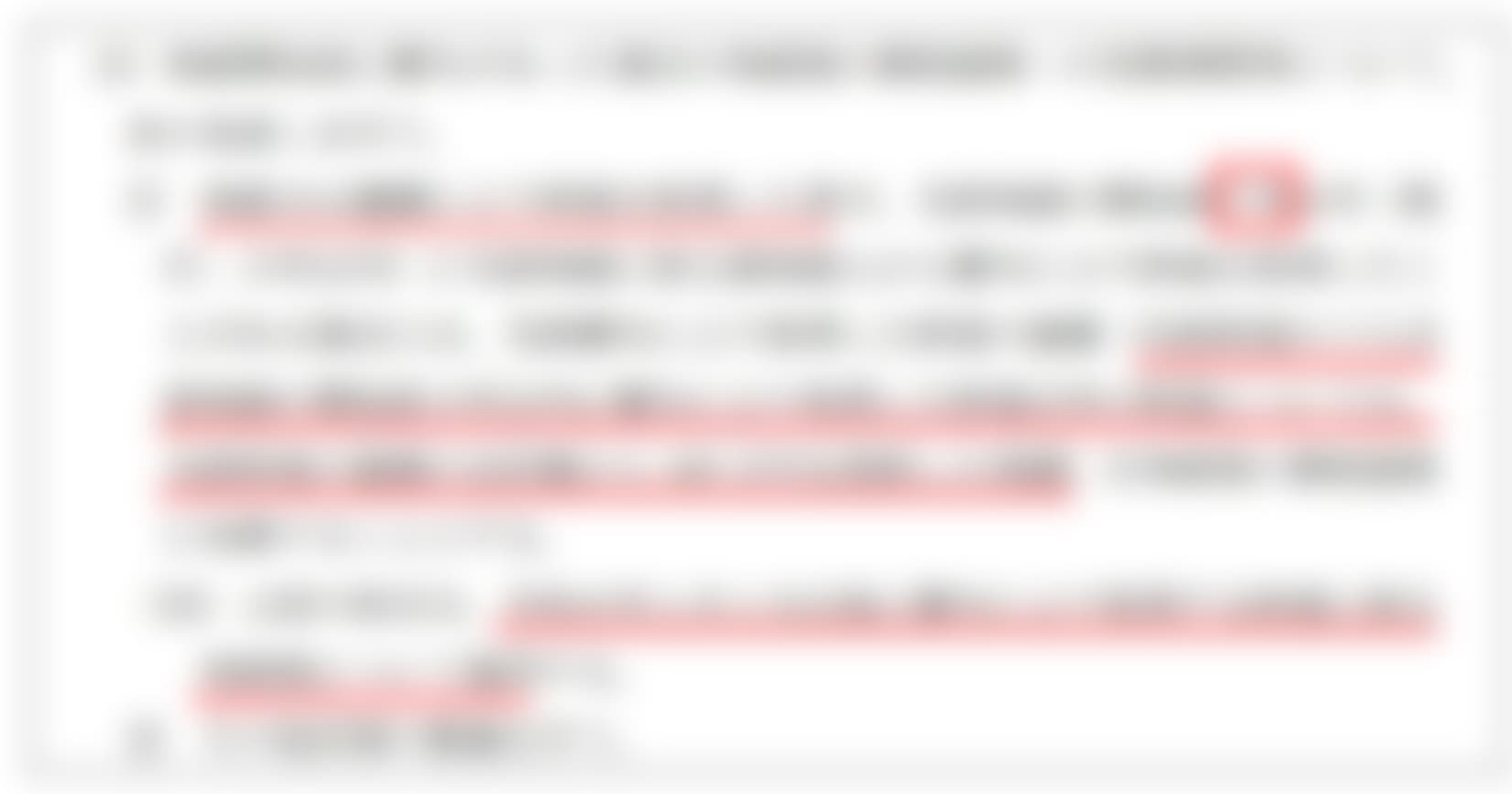
贈与税額	税率
100万円以下	10%
100万円超～500万円以下	20%
500万円超～1,000万円以下	30%
1,000万円超～5,000万円以下	40%
5,000万円超	50%





令和5年度税制改正

～暦年課税制度の加算期間の見直し～



1. 所得の計算

所得の計算は、収入金額から必要経費を控除した金額を基礎として行われます。必要経費は、収入金額の一定割合を限度として認められています。また、給与所得控除や基礎控除も考慮する必要があります。

2. 所得の分類

所得は、給与所得、退職所得、雑所得などに分類されます。各所得の種類によって、課税率や控除の適用が異なります。特に雑所得は、収入金額の一定割合を限度として認められています。

3. 所得の帰属

所得は、個人、配偶者、扶養親族などに帰属します。所得の帰属によって、課税率や控除の適用が異なります。特に扶養親族の所得は、一定の限度を超えると課税対象となります。

4. 所得の申告

所得は、毎年1月1日から12月31日までの期間にわたって申告する必要があります。所得の申告は、税務署に提出する所得税申告書で行われます。所得の申告は、課税額を決定する上で重要な役割を果たします。

- 1. [Blurred text]
- 2. [Blurred text]
- 3. [Blurred text]
- 4. [Blurred text]
- 5. [Blurred text]





項目	従来	見直し
1. 暦年課税制度における生前贈与の加算期間	従来は、暦年課税制度における生前贈与の加算期間は、暦年課税制度の適用期間に限定されていた。	見直しにより、暦年課税制度の適用期間に限定されず、生前贈与の加算期間が拡大された。
2. 生前贈与の加算期間の拡大	従来は、生前贈与の加算期間は、暦年課税制度の適用期間に限定されていた。	見直しにより、生前贈与の加算期間が拡大された。
3. 生前贈与の加算期間の拡大	従来は、生前贈与の加算期間は、暦年課税制度の適用期間に限定されていた。	見直しにより、生前贈与の加算期間が拡大された。

1. 暦年課税制度における生前贈与の加算期間の見直し

2. 加算期間の見直し

3. 加算期間の見直し



The diagram illustrates the calculation of the addition period for lifetime gifts. It shows two scenarios: one where the gift is made in the current year and another where it is made in a previous year. The addition period is shown as a red bar, and the resulting tax liability is shown as a yellow bar.

■ 適用開始時期 と 経過的な影響期間（令和12年12月31日まで）

2. 令和9年1月1日から令和12年12月31日までの間に相続又は遺贈により財産を取得
 → 加算期間は「**令和6年1月1日から当該相続の開始の日までの間**」となる
 （改正法附則19③）

	贈与日	贈与額	
	R4.1.10	1,100,000	
	R5.1.10	1,100,000	

	4 R6.1.10	1,100,000	
	3 R7.1.10	1,100,000	
	2 R8.1.10	1,100,000	
	1 R9.1.10	1,100,000	
相続発生	R9.11.18		4,400,000
	3年超贈与（特別控除）	▲1,000,000	
			3,400,000

	贈与日	贈与額	
	R4.1.10	1,100,000	
	R5.1.10	1,100,000	

	7 R6.1.10	1,100,000	
	6 R7.1.10	1,100,000	
	5 R8.1.10	1,100,000	
	4 R9.1.10	1,100,000	
	3 R10.1.10	1,100,000	
	2 R11.1.10	1,100,000	
	1 R12.1.10	1,100,000	
相続発生	R12.11.18		7,700,000
	3年超贈与（特別控除）	▲1,000,000	
			6,700,000



相続時精算課税制度 に関する論点整理

相続時精算課税の特例は、相続税の課税対象となる財産のうち、一定の範囲の財産を、相続人から被相続人に戻すことにより、相続税の課税対象から除外する制度である。

この特例は、相続税の課税対象となる財産のうち、一定の範囲の財産を、相続人から被相続人に戻すことにより、相続税の課税対象から除外する制度である。

この特例は、相続税の課税対象となる財産のうち、一定の範囲の財産を、相続人から被相続人に戻すことにより、相続税の課税対象から除外する制度である。

この特例は、相続税の課税対象となる財産のうち、一定の範囲の財産を、相続人から被相続人に戻すことにより、相続税の課税対象から除外する制度である。

この特例は、相続税の課税対象となる財産のうち、一定の範囲の財産を、相続人から被相続人に戻すことにより、相続税の課税対象から除外する制度である。

この特例は、相続税の課税対象となる財産のうち、一定の範囲の財産を、相続人から被相続人に戻すことにより、相続税の課税対象から除外する制度である。

この特例は、相続税の課税対象となる財産のうち、一定の範囲の財産を、相続人から被相続人に戻すことにより、相続税の課税対象から除外する制度である。

この特例は、相続税の課税対象となる財産のうち、一定の範囲の財産を、相続人から被相続人に戻すことにより、相続税の課税対象から除外する制度である。

この特例は、相続税の課税対象となる財産のうち、一定の範囲の財産を、相続人から被相続人に戻すことにより、相続税の課税対象から除外する制度である。

この特例は、相続税の課税対象となる財産のうち、一定の範囲の財産を、相続人から被相続人に戻すことにより、相続税の課税対象から除外する制度である。

条文確認：相続時精算課税（相法21の9）

[Blurred text area containing the main content of the document]

[The content of this section is heavily blurred and illegible.]

[The content of this section is heavily blurred and illegible.]

条文確認：相続時精算課税（措法70の2の6）

[The main content of the slide is heavily blurred and illegible. It appears to be a table or a list of text with some red highlights.]

条文確認：相続時精算課税（相法21の10他）

[The main content of the slide is heavily blurred and illegible.]

[Blurred text block]

[Blurred text block]

[Blurred content area]

問
[Blurred text]

答
[Blurred text]

問
[Blurred text]

答
[Blurred text]

[Blurred content area]

[The content of this section is intentionally blurred for privacy and confidentiality.]

条文確認：相続時精算課税（相法21の14）





【事例】
【問】
【答】

【事例】
【問】
【答】

【事例】
【問】
【答】

【事例】
【問】
【答】

【事例】
【問】
【答】

Q
[Blurred text]

A
[Blurred text]

Q
[Blurred text]

A
[Blurred text]

[The main content of the slide is heavily blurred and illegible.]

条文確認：相続時精算課税（相法21の17）

[The main body of the page contains text that is heavily blurred and illegible.]

[Blurred content area]

[The content of this section is intentionally blurred for privacy and confidentiality.]

[The content of this section is intentionally blurred for privacy and confidentiality.]

[Blurred content area]

Q
[Blurred text]

A
[Blurred text]

Q
[Blurred text]

A
[Blurred text]



[Blurred content]

[Blurred content]

Q	
A	
Q	
A	
Q	
A	
Q	
A	

条文確認：相続時精算課税（措法70の2の7）

[The main content of the slide is heavily blurred and illegible.]

[The main content of the slide is heavily blurred and illegible.]

[Redacted content]

[Redacted content]

令和5年度税制改正

～相続時精算課税制度の見直し～

贈与税申告



改正項目	改正内容
1	贈与税の課税標準額に、受贈者が受贈した日現在の受贈者の基礎控除額を加算して算出する。
2	贈与税の課税標準額に、受贈者が受贈した日現在の受贈者の基礎控除額を加算して算出する。
3	贈与税の課税標準額に、受贈者が受贈した日現在の受贈者の基礎控除額を加算して算出する。
4	贈与税の課税標準額に、受贈者が受贈した日現在の受贈者の基礎控除額を加算して算出する。
5	贈与税の課税標準額に、受贈者が受贈した日現在の受贈者の基礎控除額を加算して算出する。
6	贈与税の課税標準額に、受贈者が受贈した日現在の受贈者の基礎控除額を加算して算出する。
7	贈与税の課税標準額に、受贈者が受贈した日現在の受贈者の基礎控除額を加算して算出する。
8	贈与税の課税標準額に、受贈者が受贈した日現在の受贈者の基礎控除額を加算して算出する。
9	贈与税の課税標準額に、受贈者が受贈した日現在の受贈者の基礎控除額を加算して算出する。
10	贈与税の課税標準額に、受贈者が受贈した日現在の受贈者の基礎控除額を加算して算出する。



(The content of this table is intentionally blurred for privacy and confidentiality.)

特定贈与者が2人以上いる場合

■ 相続時精算課税制度を特定受贈者が複数選択した場合の基礎控除の検証

■ 長男は父母からの贈与につき相続時精算課税制度を選択

	父	母
贈与額	1,100,000	1,100,000
基礎控除	▲1,100,000	▲1,100,000
特別控除額※	0	0
課税価格	0	0
税額 (20%)	0	0

※どちらのケースも相続時精算課税制度の選択適用初年度とし、特別控除額 (2,500万円) は満額残っているものとする。

特別控除額の残存	25,000,000	25,000,000
----------	------------	------------

■ 長男は父母からの贈与につき相続時精算課税制度を選択

	父	母
贈与額	1,100,000	1,100,000
基礎控除	▲550,000	▲550,000
特別控除額※	▲550,000	▲550,000
課税価格	0	0
税額 (20%)	0	0

特別控除額の残存	24,450,000	24,450,000
----------	------------	------------

相続時精算課税制度を祖父母・父母など複数人間の贈与で選択すると、受贈者の基礎控除が110万円×人数分となり、相続時に精算される金額も少なくなってしまう。そのため、暦年贈与の基礎控除と同様、相続時精算課税制度の選択受贈者は年間110万円の基礎控除がMaxとなる。

→ 相令5の2、措令40の5の2 (前述) にて解決へ。

→ 財務省担当官による解説あり (前述) 。

[Blurred text from the left page of the document]

[Blurred text from the right page of the document, highlighted with a red border]

令和5年度税制改正

～相続時精算課税制度の見直し～

相続税申告



1	改正項目の確認（相続税）	
2	改正項目の確認（相続税）	
3	改正項目の確認（相続税）	
4	改正項目の確認（相続税）	
5	改正項目の確認（相続税）	
6	改正項目の確認（相続税）	
7	改正項目の確認（相続税）	
8	改正項目の確認（相続税）	
9	改正項目の確認（相続税）	
10	改正項目の確認（相続税）	
11	改正項目の確認（相続税）	
12	改正項目の確認（相続税）	
13	改正項目の確認（相続税）	
14	改正項目の確認（相続税）	
15	改正項目の確認（相続税）	
16	改正項目の確認（相続税）	
17	改正項目の確認（相続税）	
18	改正項目の確認（相続税）	
19	改正項目の確認（相続税）	
20	改正項目の確認（相続税）	
21	改正項目の確認（相続税）	
22	改正項目の確認（相続税）	
23	改正項目の確認（相続税）	
24	改正項目の確認（相続税）	
25	改正項目の確認（相続税）	
26	改正項目の確認（相続税）	
27	改正項目の確認（相続税）	
28	改正項目の確認（相続税）	
29	改正項目の確認（相続税）	
30	改正項目の確認（相続税）	
31	改正項目の確認（相続税）	
32	改正項目の確認（相続税）	
33	改正項目の確認（相続税）	
34	改正項目の確認（相続税）	
35	改正項目の確認（相続税）	
36	改正項目の確認（相続税）	
37	改正項目の確認（相続税）	
38	改正項目の確認（相続税）	
39	改正項目の確認（相続税）	
40	改正項目の確認（相続税）	
41	改正項目の確認（相続税）	
42	改正項目の確認（相続税）	
43	改正項目の確認（相続税）	
44	改正項目の確認（相続税）	
45	改正項目の確認（相続税）	
46	改正項目の確認（相続税）	
47	改正項目の確認（相続税）	
48	改正項目の確認（相続税）	
49	改正項目の確認（相続税）	
50	改正項目の確認（相続税）	

[The content of this section is heavily blurred and illegible. It appears to be a large block of text, possibly a list or detailed explanation, which has been obscured for privacy or security reasons.]

①	影響項目の検証	影響項目の検証
②	影響項目の検証	影響項目の検証
③	影響項目の検証	影響項目の検証
④	影響項目の検証	影響項目の検証
⑤	影響項目の検証	影響項目の検証
⑥	影響項目の検証	影響項目の検証
⑦	影響項目の検証	影響項目の検証
⑧	影響項目の検証	影響項目の検証
⑨	影響項目の検証	影響項目の検証
⑩	影響項目の検証	影響項目の検証

[The main body of the page contains several paragraphs of text that are heavily blurred and illegible. It appears to be a list of items or a detailed report, but the specific content cannot be discerned.]

① 両制度共通の留意点

② 両制度共通の留意点

③ 両制度共通の留意点

④ 両制度共通の留意点

⑤ 両制度共通の留意点

⑥ 両制度共通の留意点

⑦ 両制度共通の留意点

⑧ 両制度共通の留意点

⑨ 両制度共通の留意点

⑩ 両制度共通の留意点

⑪ 両制度共通の留意点

⑫ 両制度共通の留意点

【表】 両制度共通の留意点

項目	留意点
1. 適用期間	令和5年度から令和6年度までの2年間は、両制度とも適用される。令和7年度からは、両制度とも適用されない。
2. 適用要件	両制度とも、適用要件を満たす必要がある。適用要件は、両制度とも同一である。
3. 適用方法	両制度とも、適用方法が異なる。適用方法は、両制度とも同一である。
4. 適用効果	両制度とも、適用効果が異なる。適用効果は、両制度とも同一である。

【表】 両制度共通の留意点

項目	留意点
1. 適用期間	令和5年度から令和6年度までの2年間は、両制度とも適用される。令和7年度からは、両制度とも適用されない。
2. 適用要件	両制度とも、適用要件を満たす必要がある。適用要件は、両制度とも同一である。
3. 適用方法	両制度とも、適用方法が異なる。適用方法は、両制度とも同一である。
4. 適用効果	両制度とも、適用効果が異なる。適用効果は、両制度とも同一である。

[The main body of the document is heavily blurred and contains large red redaction marks, making the text illegible.]

項目	制度A	制度B
適用期間	2019年4月1日～2023年3月31日	2019年4月1日～2023年3月31日
対象法人	中小企業	中小企業
対象業種	製造業、卸売業、小売業、サービス業	製造業、卸売業、小売業、サービス業
対象従業員数	100人以下	100人以下
対象売上高	100億円以下	100億円以下
対象経常利益	100万円以下	100万円以下
対象資産	1000万円以下	1000万円以下
対象負債	1000万円以下	1000万円以下
対象借入金	1000万円以下	1000万円以下
対象固定資産	1000万円以下	1000万円以下
対象有形固定資産	1000万円以下	1000万円以下
対象無形固定資産	1000万円以下	1000万円以下
対象有形固定資産	1000万円以下	1000万円以下
対象無形固定資産	1000万円以下	1000万円以下



再掲：通達確認（相基通21の15-1）

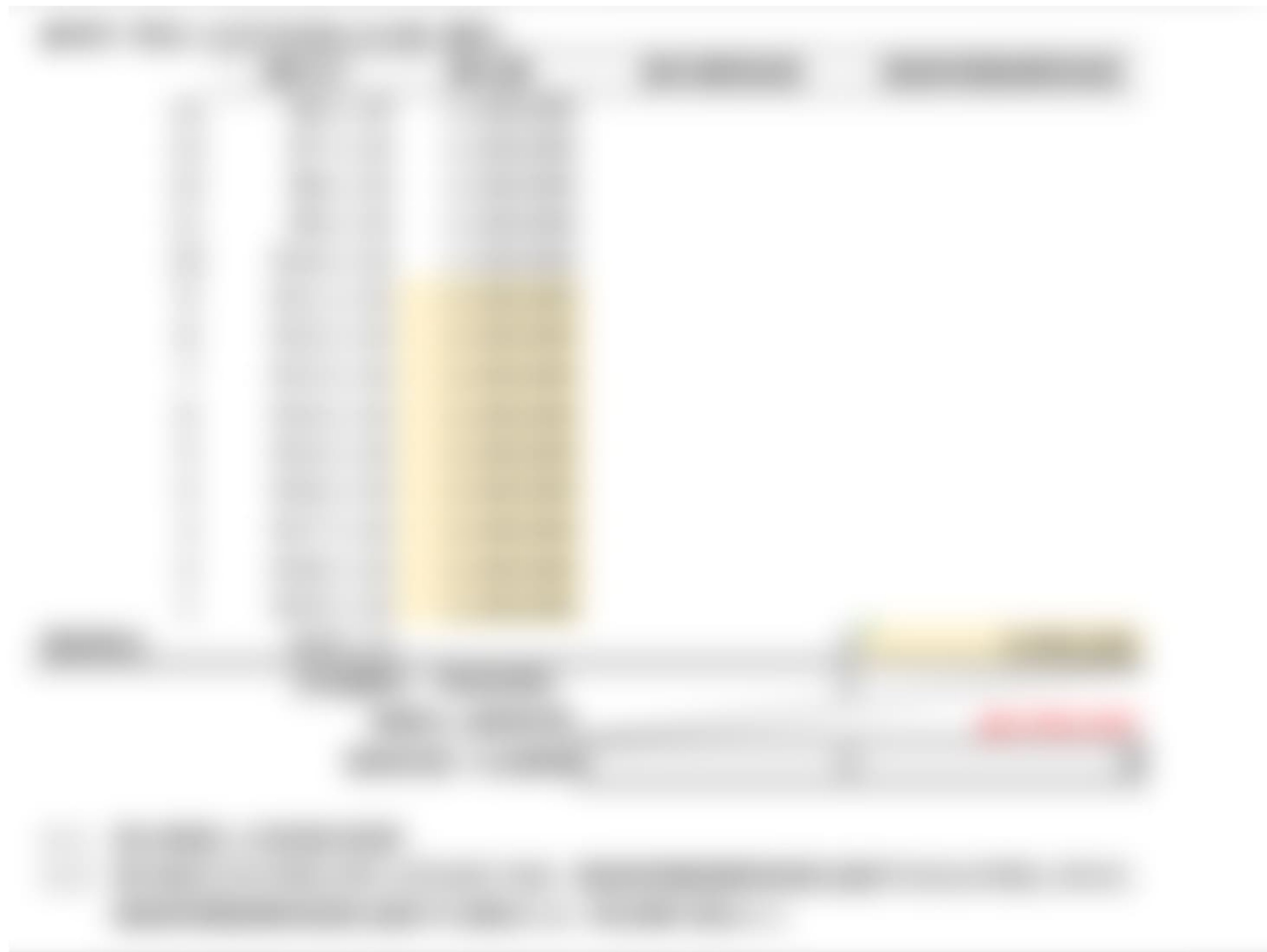
(The content of this slide is heavily blurred and mostly obscured by red and blue overlays, making the text illegible.)

Q & A

有利不利を踏まえた選択基準

- 両者の有利不利選択
- 1. 甲は、乙に、甲の所有する土地を譲渡する。乙は、甲に、甲の所有する土地を譲渡する。この場合、甲は、乙に、甲の所有する土地を譲渡する。乙は、甲に、甲の所有する土地を譲渡する。
- 2. 甲は、乙に、甲の所有する土地を譲渡する。乙は、甲に、甲の所有する土地を譲渡する。この場合、甲は、乙に、甲の所有する土地を譲渡する。乙は、甲に、甲の所有する土地を譲渡する。

両者の有利不利選択（毎年110万円を祖父から孫）



両者の有利不利選択（毎年110万円を祖父から孫）

どちらの制度を採用しても結論は同じであるが、将来を見据えると暦年課税が望ましい。

■孫は父・祖父からの贈与につき相続時精算課税制度を選択

	贈与者：父 (相続時精算課税制度)	贈与者：祖父 (相続時精算課税制度)
贈与額	1,100,000	1,100,000
基礎控除	▲550,000	▲550,000
特別控除額	▲550,000	▲550,000
特別控除額	0	0
税額 (20%)	0	0
∴納税義務あり		∴納税義務あり
(前提：相続時精算課税適用は初年度) (相続時精算課税選択届出書は申告書に添付)		
特別控除額の残額	25,000,000	25,000,000
贈与後すぐに贈与者死亡の場合の精算額	550,000	550,000

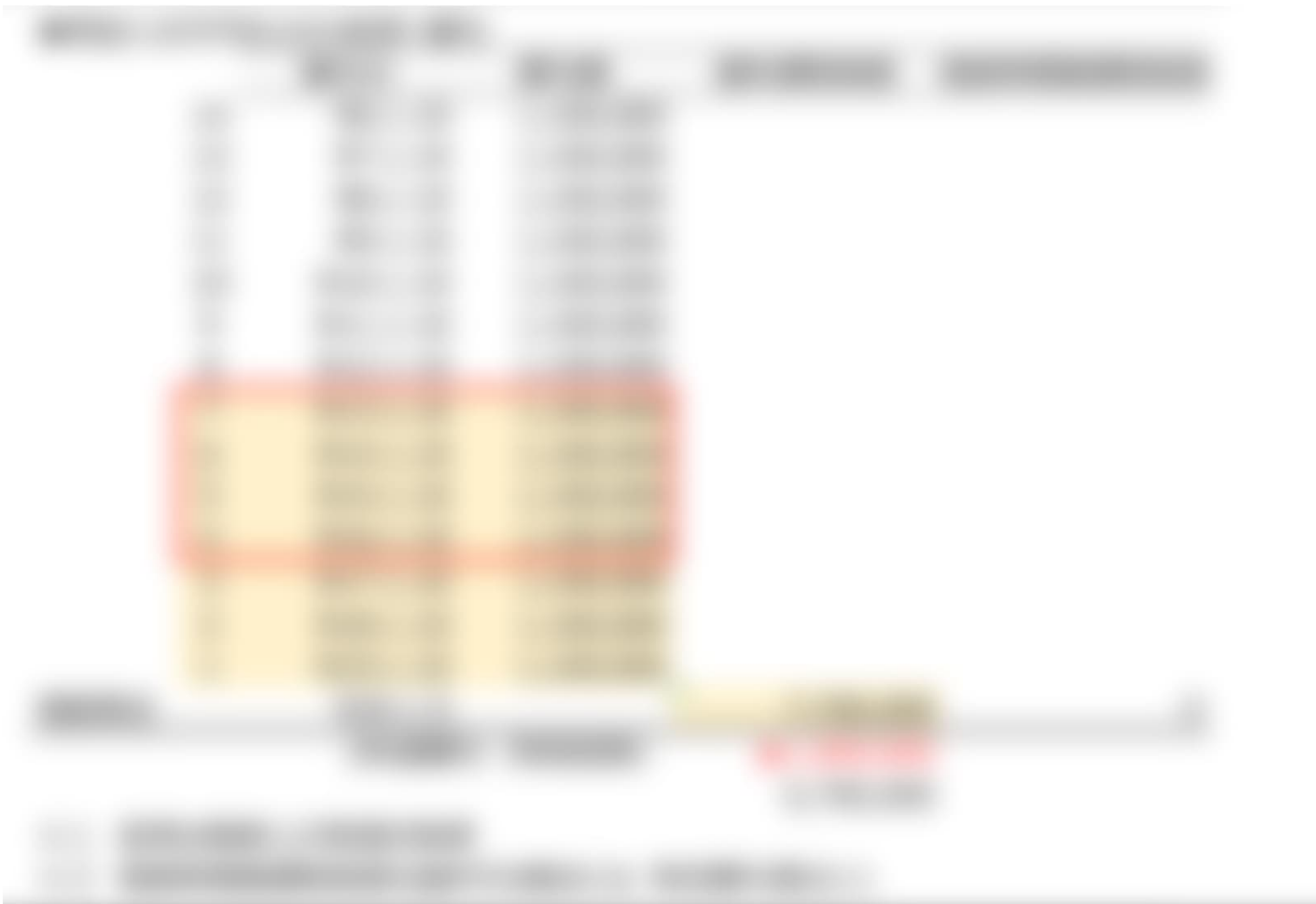
前提：孫は贈与を受けた年の1月1日で18歳になっている

■孫は父からの贈与につき相続時精算課税制度を選択し、祖父からは暦年課税のまま

	贈与者：父 (相続時精算課税制度)	贈与者：祖父 (暦年課税制度)
贈与額	1,100,000	1,100,000
基礎控除	▲1,100,000	▲1,100,000
特別控除額	0	0
課税価格	0	0
税額	0	0
∴納税義務なし		∴納税義務なし
ただし、選択初年度であれば届出書のみ要提出		
特別控除額の残額	25,000,000	25,000,000
贈与後すぐに贈与者死亡の場合の精算額	0	0

前提：孫は贈与を受けた年の1月1日で18歳になっている

両者の有利不利選択（毎年110万円を父から長男）



両者の有利不利選択（毎年200万円を父から長男）



両者の有利不利選択（毎年1,000万円を父から長男）



シミュレーション時に何を考える必要があるか？

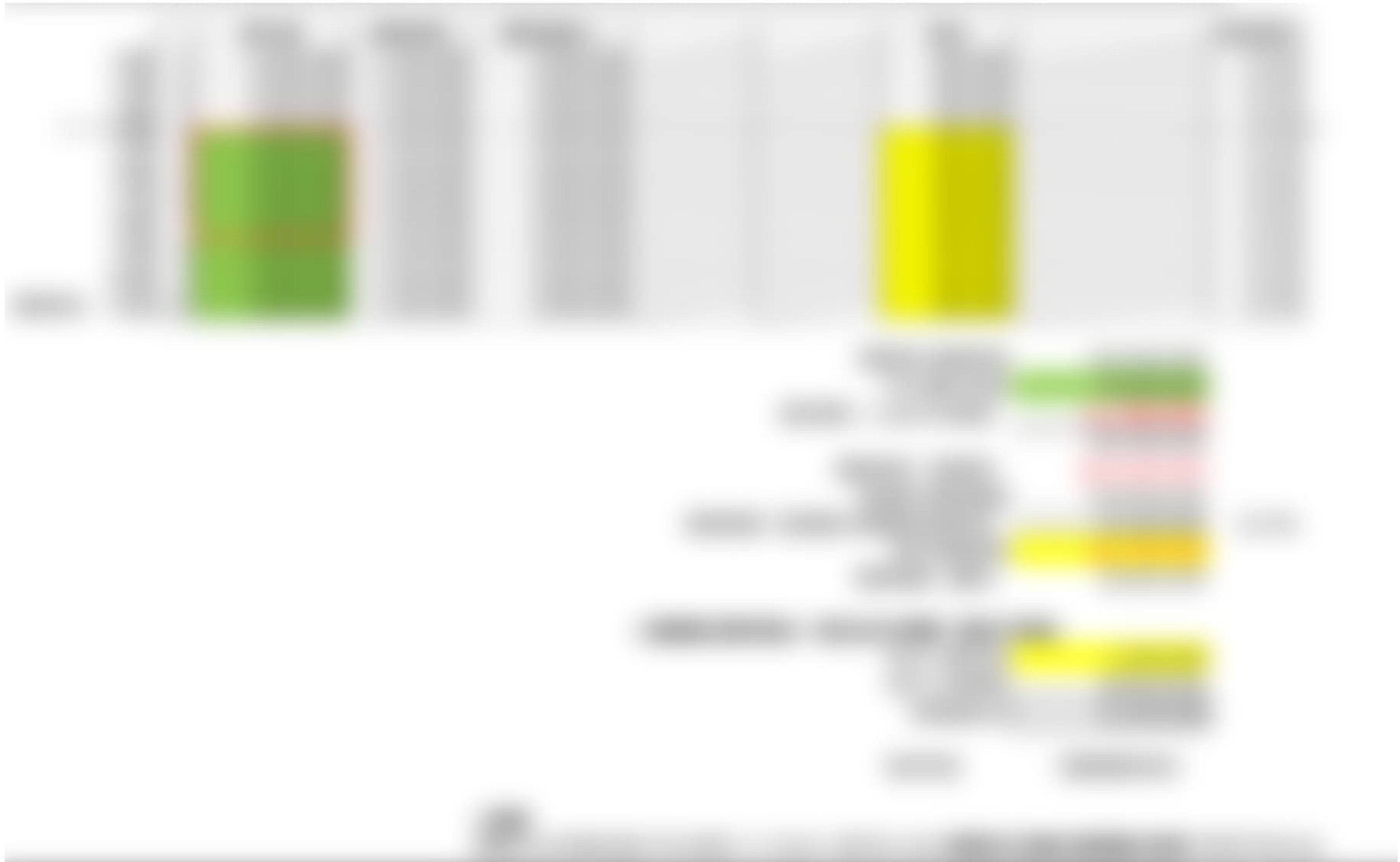
- 1. 税理士としての役割
- 2. 税理士としての責任
- 3. 税理士としての権利
- 4. 税理士としての義務
- 5. 税理士としての倫理
- 6. 税理士としての実務
- 7. 税理士としてのコミュニケーション
- 8. 税理士としての継続的学習
- 9. 税理士としてのチームワーク
- 10. 税理士としてのリーダーシップ

(The content of this slide is heavily blurred and illegible. It appears to be a table or a list of items, with several red horizontal bars highlighting specific sections.)

両者の有利不利選択（毎年110万円を父から長男）



両者の有利不利選択（毎年110万円を父から長男）



Q & A : その他考慮すべき点

① 両制度共通の留意点

② 両制度共通の留意点

③ 両制度共通の留意点

④ 両制度共通の留意点

⑤ 両制度共通の留意点

⑥ 両制度共通の留意点

⑦ 両制度共通の留意点

⑧ 両制度共通の留意点

⑨ 両制度共通の留意点

共通の留意点	留意点
（1）	
（2）	
（3）	
（4）	
（5）	
（6）	
（7）	
（8）	
（9）	
（10）	
（11）	
（12）	
（13）	
（14）	
（15）	
（16）	
（17）	
（18）	
（19）	
（20）	
（21）	
（22）	
（23）	
（24）	
（25）	
（26）	
（27）	
（28）	
（29）	
（30）	
（31）	
（32）	
（33）	
（34）	
（35）	
（36）	
（37）	
（38）	
（39）	
（40）	
（41）	
（42）	
（43）	
（44）	
（45）	
（46）	
（47）	
（48）	
（49）	
（50）	

2. 時効との関係（相法36）

相基通21の15-1（相続税の課税価格への加算の対象となる財産）

法第21条の15第1項の規定による相続税の課税価格への加算の対象となる財産は、被相続人である特定贈与者からの贈与により取得した財産（相続時精算課税選択届出書の提出に係る財産の贈与を受けた年以後の年に贈与により取得した財産に限る（当該相続時精算課税選択届出書の提出に係る年の中途において特定贈与者の推定相続人となったときには、推定相続人となった時前に当該特定贈与者からの贈与により取得した財産を除く。）。）のうち、法第21条の3、第21条の4、措置法第70条の2第1項、第70条の2の2第1項、第70条の2の3第1項及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第38条の2第1項の規定の適用により**贈与税の課税価格の計算の基礎に算入されないもの以外の贈与税の課税価格計算の基礎に算入される全てのもの**であり、**贈与税が課されているかどうかを問わない**ことに留意する。（平15課資2-1追加、平21課資2-7、平21課資2-11、平22課資2-12、課審6-15、課評2-22、平25課資2-10、平27課資2-9改正）

（注）法第21条の12第1項に規定する相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の金額に相当する金額及び所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）により廃止された措置法第70条の3の2第2項に規定する住宅資金特別控除額に相当する金額についても法第21条の15第1項の規定により相続税の課税価格に加算されることに留意する。

項目	制度A	制度B
適用期間	2019年10月1日～2023年3月31日	2019年10月1日～2023年3月31日
対象法人	中小企業	中小企業
対象業種	製造業、卸売業、小売業、サービス業	製造業、卸売業、小売業、サービス業
対象従業員数	100人以下	100人以下
対象売上高	100億円以下	100億円以下
対象経常利益	100万円以下	100万円以下
対象資産	1000万円以下	1000万円以下
対象負債	1000万円以下	1000万円以下
対象業種	製造業、卸売業、小売業、サービス業	製造業、卸売業、小売業、サービス業
対象従業員数	100人以下	100人以下
対象売上高	100億円以下	100億円以下
対象経常利益	100万円以下	100万円以下
対象資産	1000万円以下	1000万円以下
対象負債	1000万円以下	1000万円以下

税理士事務所としての リスクヘッジ手法

これまでは・・・

相続時精算課税制度の選択実績はほとんどなかったのが実情。

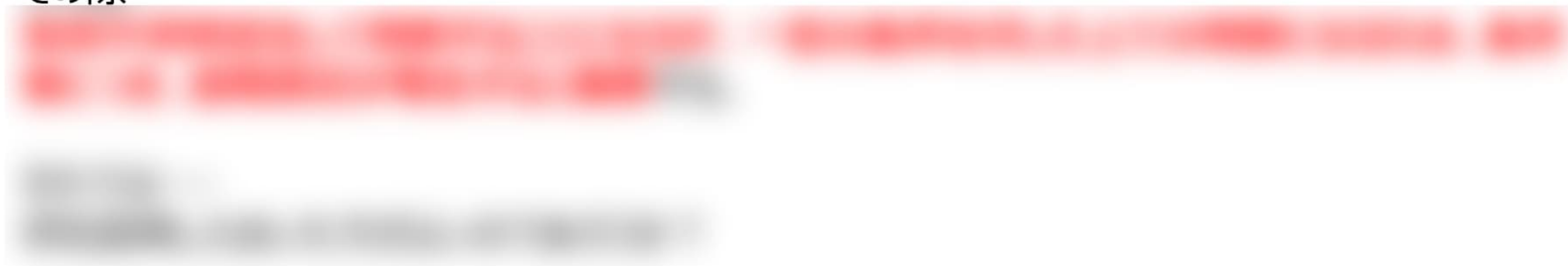
そのため・・・

ほとんどが、原則としての暦年課税制度のままで課税されていた。

しかしながら・・・

相続時精算課税制度の使い勝手が想像以上に向上したことにより、どちらを選択すればいいかにつき、納税者から税理士への問い合わせが増加することが想定される。

その際・・・



リスクヘッジ手段

1. 業務内容の明確化
2. 契約書の整備
3. 保険の加入

リスクヘッジ手段

1. 業務内容の明確化
2. 契約書の整備
3. 保険の加入

[Redacted content]